

Untrustworthy **candidates** in **political campaigns** often **use such** deceptive communication **strategies** / <to **trick voters** into supporting them>.  
 S ↑ v ↑  
 O ↓ 不定詞の副詞用法  
 = untrustworthy candidates

☑ 内容Check!

問 次の各文が正しければ ( ) に○を、誤っていれば×を記入しなさい。

1. Employment declined during Governor Smith's last term. ( )
2. In Yucky Pills' ad, we can accept as unbiased all ten doctors who were asked about Yucky Pills. ( )
3. It is not illegal to make half-truth claims about a product or service. ( )

❖ 覚えておきたい表現

■ Let's say that ... 「…と仮定しよう；仮に…としたら」

ℓ.3 : **Let's say that** during Governor Smith's last term, her state lost one million jobs but gained three million new ones. 「仮にスミス州知事の前任期中に、彼女の州は100万の職を失ったが、300万の新たな職を得たとしよう。」

・Let's say that ... または命令形で Say ... は「…と仮定しよう；仮に…としたら」という意味。that 以下の節の動詞は仮定法の場合もある。

Ex. **Let's say that** you had ten million yen, what would you do? 「1,000万円持っていたら、どうしますか。」

■ indeed ~ but ... 「なるほど〔確かに〕～だが…」

ℓ.7 : That is **indeed** true **but**, at the same time, it is intentionally deceptive. 「言っていることは確かに真実であるが、同時に、それはわざと人をだますような内容である。」

・indeed ~ but ... 「なるほど〔確かに〕～だが…」：前半で譲歩し、but 以下で筆者の主張を強く打ち出す表現。この形が出てきたら、but 以下をしっかりと読み込みたい。

Ex. **Indeed** his academic record is perfect, **but** there is something lacking in his character. 「確かに彼の成績は申し分ないが、彼の性格にはどこか欠陥がある。」

■ 仮定を含む S+would have+過去分詞「Sなら…だっただろうに」(仮定法過去完了)

ℓ.8 : **A more honest statement from her opponent would have been**, ... 「彼女の対立候補者からのより正直な言葉は、…であっただろうに。」

・would have been という形から仮定法過去完了ということがわかる。条件節の if S' had +過去分詞「もし…だったら」は主語の中に含まれている。書き換えると If a statement from her opponent had been more honest, it would have been ~となる。

整理しよう！ \*段落要旨・構造\*

① 例2：政治における half-truth

信頼できない政治家もこの half-truth を使う。→ 有権者をだまして支持者を獲得するため。

◆ ℓ.3 **Let's say that ... 「…と仮定しよう：例」**

(具体例) ある知事候補の選挙運動の話。

- ・ある知事が任期中に100万の雇用を失ったものの、新しく300万の雇用を創出した。その後、再出馬。
- ・対立候補がこれを批判して「彼女は100万の雇用を失った！」と訴える。

◆ ℓ.8 **indeed 「なるほど：譲歩」**

真実だ。

◆ ℓ.8 **but 「しかし：逆接」**

人をだますような内容である。「正味200万の雇用を創出した」と言うべき。

② 例3：広告における half-truth

時に広告主もこの half-truth を使うことがある。→ 公然と虚偽の内容を主張するのは違法だから。

◆ ℓ.14 **consequently 「その結果：結果・結論」**

(具体例) ある広告は「10人中9人の医者が『ヤッキーピルズ』が吹き出物に効くと推薦」とうたう。

◆ ℓ.15 **also 「また：列挙・追加」**

これもまた、確かに事実である。

◆ ℓ.15 **but 「しかし：逆接」**

この薬について意見を求めたのはたった10人だけで、そのうち9人はヤッキー株式会社の社員だった。

背景知識

●人のだまされやすさの例 — 一酸化二水素とは

本文のような情報操作をネタにしたジョークが、一時アメリカで流行した。これは、「一酸化二水素 (DHMO: dihydrogen monoxide)」のほら話である。「一酸化二水素」は化学式にすると H<sub>2</sub>O となり、つまり「水」を表す。しかし、このことをあえて伝えずに、「一酸化二水素」の害などを報告し、その規制の適用義務を提案する。害として述べられるのは、①固体型(実は氷)に長時間触れると身体組織が損傷する、②水酸の一種で酸性雨の主成分である、などである。最後には「この物質は法で規制すべきだろうか」という読者への問いかけがあり、これにより多くの人が「規制すべき」と答えてだまされたのである。

【深めたい人に】: J・P・コールマン著、渡辺正、久村典子訳『天然モノは安全なのか？ 有機野菜やハーブもあぶない』(丸善、2003年)